

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

京都社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S18052

③施設の情報

名称：児童養護施設京都大和の家	種別：児童養護施設	
代表者氏名：稲盛 和夫	定員（利用人数）：60名	
所在地：京都府相楽郡精華町南稲妻笛竹37番地		
TEL：0774-98-3840	ホームページ： http://www.daiwanoie.org/	
【施設の概要】		
開設年月日：2004年8月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人盛和福祉会		
職員数	常勤職員：32名	非常勤職員：0名
有資格職員数	社会福祉士：3名	保育士：17名
	看護師：1名	心理士：2名
施設・設備の概要	(居室数)6ユニット (設備等)児童居室、リビング、キッチン、ダイニング、浴室・洗濯洗面室、トイレ、地域交流スペース「だいわホール」、学習室、心理療法室宿泊室、サポートルーム 他	

④理念・基本方針

社会的養護が必要な子どもたちの真の幸せを支援すると同時に、児童福祉の進歩発展、並びに地域社会に貢献することを目指す。

⑤施設の特徴的な取組

児童養護施設大和の家は、同法人の乳児院と併設している施設です。経営、財務、労務管理等については、乳児院と児童養護施設が一体的に管理していますが、養育・支援については、それぞれが独自に取り組んでいます。
児童養護施設においては、生活グループを小規模化し、6つのユニット（生活単位）に分けています。1つのユニットに10名が生活し、一般家庭の環境に近い生活を目指しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年9月30日（契約日）～ 2021年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	2016年度

⑦総評

児童養護施設「京都大和の家」は、児童の実父母等による虐待から少しでも子ども達を救い、力になりたいとの思いから、平成16年8月、関西文化学術研究都市からほど近い田園地帯の中、精華町役場に隣接した好立地に開設されました。子ども達が我が家として友達にも自慢できるような建物にしたいとの思いから、外観は、南欧風の明るいデザインが取り入れられています。また異なった年齢の子ども達が、兄弟姉妹のように暮らし、家族の形に近い生活ができるようにしたいとの願いから、内部を6つの生活ユニットに分け、それぞれ10名単位で生活できる小規模化を図っています。さらに児童が本来の家庭に戻るための親子訓練や自立生活支援のためのサポートルームや、虐待を受けた児童の心のケアを行う心理療法室を設けるなど、施設の充実を図っています。そのほか、地域の児童福祉の推進のため、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業などの子育て支援を実施し、地域住民との交流を図るための地域交流ホールを設置しているほか、児童家庭支援センターを併設するなど、地域の児童福祉の拠点となっています。

◇特に評価の高い点

○充実した学習支援

児童の将来を見据えた学習支援として、小学生には、小学校の校長経験者や、職員による公文式学習を、重点的に実施しています。以前は算数のみでしたが、現在は国語も取り入れています。進級賞や、なかなか進級できない児童に対する努力賞のほか、このような学習をすることが苦手な児童に対するがんばり賞などを取り入れ、児童のモチベーションを保つための工夫をしています。現在では、高校卒業後の進学率が7割に達しているとのこと。

○アフターフォローの充実化

退所後、最初の年は年3回、その後は年2回、仕送りプロジェクトとして、生活に必要な物品を送る事業をしています。このような活動は、退所した児童の心の拠り所となっているものと考えられます。アフターフォローとして、素晴らしい取り組みといえますので、今後もこれが継続されることが望まれます。また年2回、お正月とお盆に、退所後の子どもと交流するためのホームカミングデイを開催したり、ソーシャルネットワーク等の活用などにより、可能な限り、退所後の児童との繋がりを保つことを心がけておられており、社会との繋がりをもらったばかりで苦労する退所児童を一人にさせないための取り組みも実施しています。

○課題改善のための試み

これまで職員研修体制の構築が課題でしたが、現時点では必ずしも整理されているとはいえないものの、令和2年8月にその指針が定められ、同年10月には、苦労の末、一定の研修体系が定められたとのこと。また前回受診時に、マニュアル・手順書の文書整備が指摘されていましたが、現在は、様々なマニュアルが作成されつつあります。もっとも、このような複数のマニュアルは、必ずしも整理されているものではなく、職員に十分に浸透しているとはいえません。今後は、作成したマニュアルを整理し、これをもとに研修を実施するなど、職員に浸透させるための取り組みがなされることが望まれます。しかしながら、これらの課題に対して、施設として真摯向き合い、苦労しながら、これを改善しようとする取り組みは、評価に値するといえます。

◇改善が求められる点

○不適切なかかわりを防止するための取り組み

『大和フィロソフィー』『児童養護施設京都大和の家 倫理綱領』等により、子どもを尊重した養育・支援の共通理解に努めていますが、不適切なかかわりを防止するための日常的な取り組みは実施されていないとのことです。例えば、職員のために作成された「児童養護施設職員 共有のしおり」には、「職員と子どもは不公平であり、持っている情報、権限は圧倒的に大人の方が多く、根拠も示さず、職員という立場だけで子どもを動かすとき、ともすると支配と被支配の関係となります。子どもは職員を選べません。子どもに対し、大人と言うだけで罰を与えることは出来ません。大方の職員自身が経験したことのない経験をし、自分の責任では無いのに、家族や地域から離れて生活する子どもに敬意を払い、対等な関係を築くことを目指します」などと記載されています。このような理念を、職員間研修などを通じて、職員に浸透させ、不適切なかかわりを防止するための日常的な取り組みが常になされる体制を整えることが望まれます。

○ユニットごとのルールの策定について

各ユニットにおいて、様々なルールが策定されているようですが、このようなルールを策定する際には、これが必要以上の指示や制止となっていないか、他のユニットの職員間においても情報共有したうえで、その適否を十分に検討する仕組みが必要です。またこのようなルールをより実効的なものとするためには、その対象となる子どもの理解が必要不可欠といえます。それゆえ、このような個別的なルールを策定するとしても、秩序ある生活の範囲内で、子どもの意思も十分に勘案しながら、これを策定するよう心がけましょう。

○中長期計画の策定

小規模化の取り組みを目指して、中長期の目標を立てていますが、中長期計画等は作成していません。社会の状況、児童福祉の展開を踏まえ、具体的な取り組みや、財源を明確にした中長期計画の策定が望まれます。事業所のビジョンを明らかにし、それを職員で共有していくことで、目の前の状況だけに振り回されることのない、養育・支援が行われるのではないかと考えます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

2日間にわたる、長時間の調査と評価、大変お世話になりました。ありがとうございました。第三者評価を受け、自分たちの関りや取り組みを見直す機会となりました。ご指摘を受けた点については、今後の施設運営に反映させていきたいと感じています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 理念、基本方針はパンフレットやホームページに記載しています。職員には法人の方針等を記載した『大和フィロソフィー』を配布し、勉強会等も開催しています。ただし、保護者に対しては十分な周知はできていません。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 施設利用率等については、統括施設長、施設長、事務長を中心に分析を行っています。精華町要保護児童対策地域協議会、全国児童養護施設連絡協議会、京都児童福祉連絡協議会等の会議に参加し、施設を取り巻く状況等について情報を得ています。ただし、コスト分析は実施していません。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 経営状況や改善すべき課題については理事会、評議員会で検討するとともに、職員全員が参加する「合同職員会議」にて説明をしていますが、十分な周知とはいえません。現在、職員研修体制作成のための取り組みを積極的に行っています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 施設の小規模化に向けた計画等は作成し、一部で中長期的なビジョンが見受けられますが、具体的な内容・収支を明らかにした中長期計画は策定していません。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 単年度の計画は策定していますが、中長期計画に基づいたものではありません。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員には毎年4月の合同職員会議にて事業計画の説明を行っています。グループ会議等で職員からの意見を収集していますが、計画立案のプロセスは決まっておらず、職員の意見が十分に吸い上げることができる仕組みとなっておりません。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の特性もあり、保護者会は開催しておらず、事業計画を保護者に説明する機会を設けていません。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取り組みには継続的に取り組み、第三者評価の受審を行っています。年1回以上の自己評価は実施できていません。第三者評価後、職員から意見を出してもらっていますが、評価結果を分析、検討するまでには至っていません。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の課題については、改善に取り組んでいますが、評価結果を分析した結果や、それに基づく課題は文書化できていません。また改善策を立て、計画的に改善を実行しているわけではありません。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人盛和福社会管理規程の児童養護施設管理規程のなかに、職務分掌が定められていますが、職員への周知は十分とは言えません。「緊急時の対応について」などの文書において、緊急時における施設長の役割を明確にしています。しかし、広報誌やホームページ等において、施設長の役割、責任などは明記していません。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全国児童養護施設連絡協議会、京都府による説明会、各種団体が主催する研修会に参加し、法令の把握と理解に努めています。ただし、職員に対して遵守すべき法令の周知等の取り組みは十分とは言えません。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、2か月に1回程度、現場職員と面談を実施し、養育・支援の質の現状や意見を聴取しながら課題の把握に努めています。ただし、改善のための具体的な取り組みまでは明示できていません。外部研修については、職員の希望を聞いて、毎年、一人1回以上参加するよう推奨しています。現在、職員ごとの経験やテーマ、役職に応じた研修体系を作成するための取り組みを積極的に実施しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事、労務、財務は施設長と事務長とで管理し、業務の実効性を高めるようにしていますが、分析が適切に行えているとは言えません。また、具体的な体制の構築には至っていません。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保についての計画や、育成に関する方針・計画は確認できませんでした。人材確保が厳しい中、看護師、家庭支援専門員（ファミリーソーシャルワーカー）などの各種加算職員の配置もできています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『大和フィロソフィー』等に「期待する職員像」について示されていますが、抽象的なものとなっており、採用時において示していません。現在、「期待する職員像」（キャリアプラン）を作成中とのことです。人事基準も明確なものはありません。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『労務管理規定』を作成し、有給休暇は施設長、事務長で管理しています。施設長が2か月に1回、職員と面談し、職員のニーズの把握に努めています。またワークライフバランスの観点から、職員が希望休や有給休暇を取得できるよう努めており、福利厚生制度等も利用し、働きやすい職場の構築に取り組んでいます。ただし、人員体制の具体的な計画はありません。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新人職員については目標管理の設定や個別面接等を行い、育成に取り組んでいますが、職員一人ひとりの目標設定等はできていません。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画は策定していませんが、全職員を対象にした研修計画が2020年10月に完成し、今後、運用していく予定です。施設内研修等も実施していますが、定期的に計画の評価と見直しの実施が今後の課題となっています。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
職員ごとに専門資格、勤続年数、ユニットの変更履歴などが整理されています。新人職員には中堅職員が指導係となってスーパービジョン等を行っています。また、外部研修の年間研修計画について情報提供し、これを出張扱いとすることで、年1回以上の履修を推奨しています。スーパービジョンについては、新人職員に対してのみとなっています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士、臨床心理士、社会福祉士の実習を受け入れています。専門職の特性に配慮したプログラムや、実習受け入れマニュアルは作成できていません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年4回の広報誌を発行するとともに、ホームページを作成しています。ただし、広報誌は施設関係者中心であり、ホームページの更新はあまりできていません。苦情解決担当者を設置し、施設内にこれを掲示していますが、ホームページで苦情相談内容等を明示できていません。第三者評価の結果も公開していません。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務・経理・取引等に関するルール、職務分掌と検眼・責任は「経理規定」、「職務分掌」などで明文化されています。業務分掌表を作成し、書面にて全職員に配布しています。内部監査は監事監査のみ行っています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念に地域社会の貢献、運営方針に地域交流ホールなどを活用し、地域交流を図ると明記しています。地域との関わりの基本的な考え方はパンフレットに記載しています。施設周辺への散歩等を通して、地域との交流を図っています。地域交流ホールは、地域の方が使用できるようにしています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアは、事前オリエンテーションを実施した上で、受け入れています。しかし、ボランティア受け入れのための基本姿勢は明文化されておらず、受け入れマニュアルはありません。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c

<p><コメント> 児童相談所、市町村、精華町要保護児童対策地域協議会などと連携しています。また、当該地域の関係機関・団体についての資料をまとめており、施設移行等のネットワーク作りも行っています。ただし、職員間での情報共有は十分に行えているとは言えません。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 精華町要保護児童対策地域協議会に児童家庭支援センターのスタッフが参加し、地域の福祉ニーズ等の情報収集を行っています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 福祉避難所指定を受託したり、地域の子育てボランティア養成講座講師等を引き受けたりしていますが、具体的な事業を明示できておらず、今後の課題として認識しています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 理念や基本方針、『大和フィロソフィー』『児童養護施設京都大和の家 倫理綱領』等により、子どもを尊重した養育・支援の共通理解に努めています。また、毎年1回、全職員が「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」を用いて、自己チェックする機会を持っています。ただし、子どもの尊重や基本的人権のみをテーマとした研修は行えていません。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 間仕切りなどを設置する等を工夫は行っていますが、ハード面の問題もあり、子どものプライバシーが十分に確保できていないと言えません。また、プライバシー保護に関するマニュアル作成や研修が実施できていません。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント> パンフレット「京都大和の家」と、「大和の家の決まりごと」「大和の家で生活する皆様へ」「京都大和の家について」を用いて、入所時に、施設概要や、施設における生活について説明しています。見学等の対応も行っています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント> 「大和の家の決まりごと」「大和の家で生活する皆様へ」「京都大和の家について」等を通じて、支援内容の同意を得るようにしています。支援の開始や、その過程において、書面で同意を得る仕組みはありません。意思決定が困難な保護者に対してはルール化しておらず、ケースバイケースの対応となっています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 養育・支援の内容や、措置変更、地域・家庭への移行にあたっては、主に家庭支援相談員が担当しており、子どもの状況に合わせ、措置変更プラン等を考えています。ただし、引継ぎ書類の様式等の定めはありません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 幼児、小学生、中学生、高校生別に毎月開催される子ども会には職員が参加しています。ただ、子どもの満足に関する調査担当者の設置や、把握した結果を分析・検討するための検討会議の設置はなく、定期的な満足度調査はありません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもからの苦情等を受け付ける「あのねポスト」を設置しています。また、施設内に苦情解決体制の掲示がなされています。そのほか、苦情解決に係る規定を設け、苦情解決の仕組みはマニュアルとして整備していますが、マニュアル等の見直しが十分ではありません。苦情については、リスト化して整理したり、公開したりはしていません。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもに配布する「〇〇さんへのはじめてのお手紙」のなかで、相談対応について記載して、周知を図っています。相談場所は、ユニット宿直室、管理棟カウンセリングルーム、ミーティングルーム等を利用しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもや、保護者からの意見等については職員会議、リーダー会議、グループ会議で検討し、対応しています。子どもに対する意見箱として「あのねポスト」を設置し、子どもの意見を把握する取組を行っています。対応マニュアルは作成していません。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント> 緊急時には、緊急時のマニュアル「緊急時の対応について」により対応する仕組みとなっています。リスクマネジメント委員会は設置していません。また、ヒヤリハット事例の積極的な収集はありませんが、個人の児童記録に、このような事象の記録はしています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 看護部を中心に感染症対策を行っています。感染症予防・対策として「下痢・嘔吐」「ノロ」「発熱」等の対応マニュアルを作成していますが、責任と役割について明確化した感染症対策についての総括的なマニュアルは作成していません。新型コロナウイルスに関しては、保健所での研修を参考にして、「消毒の手順」「隔離手順（ゾーニング）」等を作成して、職員への研修も実施しましたが、定期的にこのような研修が実施されているわけではありません。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント> 災害時における子どもの安全確保のための取り組みとして、防災管理委員会を設け、避難訓練を月1回、消防訓練を年1回実施しています。食料品の備品類等の備蓄リストを作成し、出入り帳も整備しています。「災害時の対応（行動手順）」において、災害時体制、安否確認の方法が決められ、職員に周知されています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント> 養育・支援の標準的な実施方法は『職員マニュアル』『児童養護施設職員 共育のしおり』に記載されており、子どもの尊重や、権利擁護とともにプライバシー保護に関わる姿勢も明示しています。4月の職員会議において更新された部分があれば配布しますが、研修等、職員に周知徹底するための方策が不十分です。また標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがありません。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント> 標準的な実施方法について定期的な見直しの仕組みは確立していません。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント> 自立支援計画策定の責任者は施設長であり、様々な職種の職員の意見等が反映されています。子どもの同意を得る仕組みはありません。またアセスメントの手法が確立しているとはいえません。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント> 自立支援計画は1年に1回作成することになっていますが、これを評価、確認する仕組みはありません。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント> 子どもに関する養育・支援の実施状況について児童記録として、適切に記録され、職員間で共有されています。データの共有は、施設内のパソコンネットワークで共有しています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント> 『児童養護施設職員が関係する文書の回覧、保管場所、期限について』『施設内での情報管理について』などにより、記録管理場所や、記録管理の責任者が定められています。個人情報の取り扱いについて、子どもや保護者等への説明がされていません。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・c
<p><コメント></p> <p>毎年4月の課職員会議で権利ノートの読み合わせを行っていますが、権利擁護に関する規定・マニュアルの整備がされておらず、勉強会也没有。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会で他者に思いやりの心を持つよう、映画を活用して意見交換を行っています。また入所の際に、児童相談所において、権利ノートを使用した権利について学習する機会があります。しかし、職員間での子どもの権利の関する学習会等はありません。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・c
<p><コメント></p> <p>ユニット会議などで、子どもの生い立ちに関する内容などを確認し、職員間で共有しています。また子どもの記録は、ユニット内で管理されており、一人ひとりのアルバムを作っています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>『児童養護施設京都大和の家 倫理綱領』『緊急時等の対応について』を、毎年4月に配布し、不適切な関わりについて施設長に報告をするように伝えていますが、日常的に不適切な関わりを防止するための取り組みはできていません。また、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について、学習する機会を設け、不適切な関わりの具体的な例を示すなどして、子どもに周知することはできていません。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回開催される子ども会議や、日常の会話のなかで、生活における問題や課題についての意見を聞き取っています。また休日は、子どもの自由に過ごしてもらうように心がけています。金銭管理や計画的な使い方を学ぶために、年齢に関わらず全員がおこづかい帳をつけており、小さい子ども、職員と一緒に買い物にでかけています。おこづかい帳は毎月統括施設長が全員分チェックしています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c

<p><コメント> 入所に際しては、面接時に好みの物など聞いておき、入所までに部屋にその物品を用意したり、布団には名前を刺繍し、下駄箱にも名前を貼っておくなど、受け入れ時に、子どもがスムーズに施設に馴染める環境を整えています。退所時には、自宅へのお試しの外泊を複数回するなど、移行時に継続した引き継ぎができるように配慮しています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> お正月とお盆に、退所後の子どもと交流するためのホームカミングデイを開催しており、毎回数多くの子どもが参加しています。また退所後も、ユニットごとの SNS アカウントで繋がっており、相談のための連絡がくることもあります。退所が近い子どもには退所に向けた準備として、お試しの外泊を何度か行い、慣れてもらうよう配慮をしています。しかし、退所後の担当窓口としての職員が決まっておらず、退職後の状況把握のための記録が整備されていません。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p><コメント> ユニットの職員が子どもの生育歴などを確認しながら、そのときどきの課題把握に努めています。心理的な課題は、施設の心理士がプレイセラピーを通してこれを把握し、心理士も交えたケース会議にて子どもの課題解決に向けた支援を検討しています。子どもに対するアンケートは2020年10月に初めて実施したところで、まだ分析するまでにはいたっていません。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもと個別にふれあえる機会を持つため、部屋をユニット化しており、職員を担当制にしています。ユニット内では子どもが自由に意見を言える雰囲気は保たれており、各ユニットで行動を判断できるよう権限も委譲しています。ただし、ユニットにおける生活の決まりを定める際は、他のユニットとも情報共有しながら、秩序ある生活の範囲内で、子どもの意思を尊重したものとなるよう心がけることが必要です。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもがやらなければならないことや、できることについては、子ども自身が行うよう、見守ったり、働きかけたりしています。なおユニットにおいて、様々なルールが策定されているようですが、これが必要以上の指示や制止となっていないか、他のユニットの職員間においても情報共有した上で、その適否を十分に検討する仕組みが必要です。登園や登校などの忙しい時間帯において、職員配置に配慮ができていません。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント> 月1回の児童相談所の面接において、子どもの学びや遊びに関するニーズをフィードバックしてもらっています。また児童会では、年齢に応じた行事プログラムなどを計画し、これを実施しています。各ユニットには自宅にあるような物を置いて自宅にいる雰囲気配りに気を配っています。しかし、施設内には、現在遊具はありません。</p>		

A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の自治会に所属しており、自治会が開催している子ども向けのイベントには参加をしています。ユニット内でテレビの音量や使う時間などは子ども同士で話し合って決めています。ユニット内の個別ルールは、基本的には職員が考えており、子どもと一緒に考えられてはいません。また、ネット犯罪に巻き込まれないように警察署が発行しているチラシを用いてユニットで注意事項など伝達しています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食事各ユニットで温め直して提供しており、食事の温度には気をつけて提供しています。嗜好調査は年4回行い、栄養委員会で食事の提供について話し合っています。しかし、各ユニットには様々な年代の子どもがいるため、塾など、それぞれの事情により、食事時間が異なるため、子ども同士のコミュニケーションの場として機能させることは難しいとのことでした。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>衣服は季節に偏りが無いように気をつけて、それぞれのこだわりや好みに合わせるように配慮しています。衣類の補修やアイロンがけは、ユニット内で職員が行っています。また、子どもの希望で衣服費を渡し、子どもが自由に衣服を買うこともあります。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニット内の部屋は相部屋ですが、プライベート空間を確保できるようなれんで視界を遮るなど工夫をしています。施設内の破損箇所はできる限り早めに修繕をしています。2020年はWi-Fiを設置して、最近の通信環境にも対応できるように配慮をしています。毎日の掃除は、職員が子ども達とともにしていますが、大掃除は職員が行っています。自分の部屋は、自分で整理整頓をするよう指導していますが、十分に整理整頓ができていないスペースもあります。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回の健康診断で健康管理をしています。受診が必要なときには付き添いや送迎を行っており、服薬管理は職員が行っています。また、施設の看護部が定期的に感染症の流行に合わせて注意喚起を行っており、対応方法の指示や手洗い等の指導を職員に行っています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性教育についてはカリキュラムがなく、学習会も実施していません。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新任の職員には研修で指導をしており、毎年4月の課職員会議で対応について伝達をしています。子ども同士の喧嘩では、小さな子どもを別のユニットに避難させて他の子どもに危害が加わらないように配慮をしており、仲裁後は別々に事情を聞いて対応をしています。しかし、子どもの不適応行動などの問題への対応は専門医療機関や警察との協議なども選択肢としていますが、具体的な対応方法の検討は今後の施設全体としての重要な課題として捉えています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>著しい問題行動については、児童相談所と協議をして対応しています。入所の際にユニット間やユニット内のバランスをみて、子どもが入るユニットを決めています。一度そのユニット所属すると、基本的には他のユニットには変更はしていません。施設長が職員配置については見直しをしていますが、定期的に点検まではしていません。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>臨床心理士がプレイルームでおもちゃなどを用意してプレイセラピーやカウンセリングを行い、心理的ケアを実施していますが、これは自立支援計画に基づくものではなく、計画においては、心理支援プログラムは策定されていません。また、臨床心理士がユニット会議やケース会議に参加し、対象となる子どもの支援について協議をすることもありますが、職員に対してもこのような会議の中でスーパービジョンを実施しています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設で公文式学習をしており、学習指導を小学生に行っています。中学生からは外部の塾に通っている子どもや、学習ボランティアを利用している子どもいますが、全員ではありません。学校の宿題や必要な物はユニットで把握をしており、小学生は基本的に職員と一緒に通学の準備をしています。障害のある子どもも入所しており、特別支援学校への通学を支援しています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>進路を決める際には、子どもが必要な情報を集めきれないため、職員がオープンキャンパスや合同説明会に同行するなどの支援をしています。ただ、施設において、子ども一人ひとりの進路の判断資料を全て提供しているというものではありません。卒業後も就労できない場合は措置延長をしながら、就職先や生活保護の受給等の支援をし、送り出しています。退所後も転居の際には職員が身元引受人になったり、引越しの手伝いなどもしています。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会では履歴書の書き方講座をしていますが、アルバイトや資格取得について、積極的に奨励まではしていません。また実習先等の開拓は積極的にできていません。</p>		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を配置していますが、現場の職員が足りないため、結果的に現場の職員と同じような活動にとどまっており、明確な役割が果たせていません。家族との継続的な関係が図れるように学校行事など保護者に随時知らせています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>サポートルームを使用して家族と一緒に暮らせる訓練を行っています。家族に対する支援は児童相談所と連携をしながら行っています。しかし、家庭支援専門相談員の役割が明確にされておらず、このような専門職を中心に、これらの活動が行われているわけではありません。</p>		